

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第156回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つございます。

議題1、「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（漏えい等報告及び本人通知）」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（漏えい等報告及び本人通知）」、資料1に基づいて御説明申し上げます。

1 ページ、2 ページにおいて、改正法における漏えい等報告・本人通知の概要及び検討すべき論点について記載しております。

制度趣旨を踏まえまして、「① 漏えい等報告・本人通知の対象となる事態」、「② 報告の時間的制限・報告事項」、「③ 本人通知の時間的制限・通知事項」、「④ 委託先から委託元への通知方法」、「⑤ その他」を検討していく必要がございます。

3 ページを御覧ください。

「① 漏えい等報告・本人通知の対象となる事態」の基本的な考え方を記載しております。

2 ポツ目、現行の告示により委員会に報告された事案について見ると、漏えい等の対象となった本人の数だけで、重大性を判断できないと考えられます。

制度改正大綱の意見募集においても、漏えい等をされた個人データの数だけではなく、個人の権利利益に対する実質的な影響を考慮すべきとの意見がございました。

また、諸外国の個人情報保護法制においても、漏えい等報告の要否を判断するに当たって、様々な要素を考慮しております。

4 ページを御覧ください。

一方で、基準は明確かつ簡便である必要がございます。

以上を踏まえ、漏えい等をした個人データの性質・内容、漏えい等の態様、漏えい等の事態の規模等を考慮した上で、対象となる事態を定めることが考えられます。

続いて、7 ページを御覧ください。

対象となる事態の類型について、その方向性を記載しております。

個人データの性質に着目すると、特に要配慮個人情報は、漏えい等による個人の権利利益に対する影響が大きく、対象とすることが考えられます。

また、個人データの内容に着目すると、クレジットカード番号等の不正利用事案等、財産的被害が発生するおそれがある場合は、個人の権利利益に対する影響が大きく、対象とすることが考えられます。

さらに、漏えい等の態様に着目すると、不正アクセス等、故意によるものは、典型的に二次被害が発生するおそれ大きく、対象とすることが考えられます。

4 ポツ目、これら3つの類型に該当しない事案であっても、一定数以上の大規模な漏えい等については、安全管理措置の観点から特に問題があり、対象とすることが考えられます。

8 ページを御覧ください。

一定数以上の大規模な漏えい等について、その基準となる数を記載しております。

過去の漏えい等事案の件数の分布と、件数別の事案の傾向を踏まえて、1,000人を基準とすることが考えられます。

9 ページ、10 ページに、過去の漏えい等事案の件数の分布に関する資料を掲載しております。

11 ページを御覧ください。

漏えい等の「おそれ」がある場合を対象とするかについて、その方向性を記載しております。

「おそれ」が生じた時点で、委員会に報告すること、本人に通知することの意義を踏まえて、漏えい等の「おそれ」がある事態についても対象とすることが考えられます。

12 ページを御覧ください。

暗号化された個人データの漏えい等について、その方向性を記載しております。

2 ポツ目、暗号化については、漏えい等が発生した場合においても、権限のない第三者が見読することを困難にする措置として有効であり、現行の告示においても、「高度な暗号化等の秘匿化」がされた個人データは、報告の対象外とされております。

したがって、高度な暗号化等の秘匿化がされた個人データについては、漏えい等報告・本人通知の対象外となる場合を認めることが考えられます。

13 ページを御覧ください。

「② 報告の時間的制限・報告事項」の基本的な考え方を記載しております。

報告の期限については、速報と確報の二段階とした上で、速報については、漏えい等が発覚した当初の段階では、事実関係を十分に把握できていない場合があること、確報については、事実関係の把握に時間を要することに留意する必要があります。

14 ページを御覧ください。

速報の方向性について記載しております。

1 ポツ目から1つ目の緑の囲いの部分になりますが、時間的制限について、事態を把握するのに要する時間は、個別具体的な事情によるところが大きいことから、規則においては、明確な時間的制限を設けることなく「速やかに」と定めた上で、その目安をガイドラインで示すことが考えられます。

また、報告内容については、速報の段階においては、その時点で把握している事項を報告対象とすることが考えられます。

15 ページを御覧ください。

確報の方向性について記載しております。

2 ポツ目、時間的制限を設けるかという点に関して、事実関係の把握には時間を要する一方で、確報について明確な時間的制限を設けない場合、事業者によって対応が分かれ、委員会が早期に事実関係を把握できない事態も想定されます。

一番下の緑の囲いの部分になりますが、これを踏まえ、事実関係の把握に通常要する時間を考慮した上で、一定の時間的制限を設けることが考えられます。具体的には、通常の事案であれば、例えば30日、不正アクセス等、不正の目的をもって行われた行為による漏えい等については、60日とすることが考えられます。

16ページを御覧ください。

「③ 本人通知の時間的制限、通知事項」について、基本的な考え方について記載しております。

2 ポツ目、本人通知の趣旨は、通知を受けた本人が漏えい等の事態を認識することで、その権利利益を保護するための措置を講じられるようにすることです。

本人への通知は、この制度趣旨を達成する観点から、委員会への報告と区別して検討する必要があります。

17ページを御覧ください。

本人通知の方向性を記載しております。

1 つ目の緑の囲いの部分になりますが、本人通知は、まず、速やかに行う必要があります。例えば、クレジットカード番号等の流出のように、すぐに本人に知らせてカードの利用を止める必要があるケースなど、速やかに本人に通知を行うことが前提です。

他方で、通知による二次被害のおそれがある事案等、速やかに通知を行うことにより、かえって本人に不利益を生ずるものもごさいます。

これらを踏まえ、大前提として速やかに行うことは確保しつつも、事案によっては委員会への報告と異なるタイミングになることを許容するものです。

また、通知事項については、本人が事態を適切に理解するために必要な事項を規則で定めた上で、通知方法と併せて、本人にとって分かりやすい形となるよう、ガイドライン等で例示することが考えられます。

18ページを御覧ください。

委託先から委託元へ通知する場合の方法の基本的考え方を記載しております。

2 ポツ目、委託先での漏えい等事案について、改正法において、委託先が委託元に当該事態が発生した旨を通知したときは、委託先の報告義務を免除することとしております。

3 ポツ目、委託元、委託先のどちらが主として漏えい等報告や本人への通知を行うかについては、あらかじめ、業者間で決めておくことが適切と考えられます。

19ページを御覧ください。

「④ 委託先から委託元への通知方法」の方向性を記載しております。

1 つ目の緑の囲いの部分になりますが、委託元への通知は速やかに行う必要があります。通知事項に関しては、委員会に速報として報告する場合と同じ事項を通知することが求めら

れると考えられます。

また、委託元、委託先の関係は状況によって様々であるため、委託先が委託元に速やかに通知を行うことで、委託先の委員会への報告義務自体は免除することが考えられます。

一番下の緑の囲いの部分になりますが、なお、その場合も委託先は実態把握を行うとともに、漏えい等報告にも協力する必要がある旨、ガイドライン等で明確化することが考えられます。

20ページを御覧ください。

「⑤ その他」の論点を記載しております。

(1) 改正法において漏えい等報告の対象とならない事案の取扱いについて、委員会として報告を求める対象でない一方で、漏えい等のおそれの判断が困難な場合等に、事業者側から任意に報告ができるようにすることが考えられます。

(2) 認定個人情報保護団体の関与について、これまで対象事業者の漏えい等事案の対応、再発防止に関与してきたことを踏まえ、その関与の在り方を検討する必要があると見られます。認定個人情報保護団体の活動について、望ましい取組の方向性等を委員会として示していくことも考えられます。

(3) 漏えい等事案に関する国際的な情報共有への貢献について、我が国も、こうした情報共有に、より積極的に貢献することが考えられます。

私からの説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 漏えい等報告の義務化につきましては、あまたの企業にとって影響が大きく、その対応も課題となっており、特に漏えい等事案発生時には、民間企業は非常に限られた時間で多くの対応が求められることとなります。

そのため、漏えい等報告についても、適切な制度整備はもとより、企業実務に即した形での分かりやすい周知方法も重要で、今後、しっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

私からは、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他に、どなたかございますか。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 皆様、御承知のとおり、認定個人情報保護団体は、事業者の個人情報の取扱いに対する苦情処理や適正な取扱いについて指導や支援を行うなど、重要な役割を担っております。

漏えい等報告においては、事業者の立場に立ったきめ細かな指導等の積極的な役割を果たしている好事例も出てきております。

このような、良い事例も踏まえながら、認定団体の漏えい等事案への関与の在り方を考えていくべきではないかと思えます。

また、漏えい等報告に限らず、認定団体につきましては、自主的な取組を充実させていくことが期待されておりますが、そのような活動を後押しするにおいても、望ましい活動の方向性を委員会として明確に示していくことは有益であると考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他に、どなたかございますか。

大島委員、どうぞ。

○大島委員 漏えい等報告により、委員会が事態を把握した後、早急に必要な措置を講じることが求められるわけですが、委員会における漏えい等報告の受付体制をはじめ、本人への適切な対応と働きかけ・再発防止への取組などの指導面の強化を含め、監督体制を今後更に充実させていく必要があるのではないかと考えるところです。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にございますか。

よろしいでしょうか。

今、3人の委員から御意見を頂戴しましたが、今回の議論も前回の議論同様に、現時点での方向性を議論したものでありますので、まだ、決定ではございませんので、本日の議論も踏まえ、引き続き、積極的に慎重に検討を進めてまいりたいと思えます。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2、「令和2年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について、御説明申し上げます。

資料2-1が概要、資料2-2が本文となっております。

本日は、資料2-1に沿って御説明します。

全体の項目立てとしましては、「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」、「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」、「Ⅲ 国際協力」、「Ⅳ 新型コロナウイルス感染症に係る対応」、「Ⅴ 広報・啓発」となっております。

「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」といたしましては、委員会において審議を重ねてきました3年ごと見直しの規定による個人情報保護法等の一部を改正する法律が成立、公布されました。

また、資料のとおり、上半期では7,000件を超える個人情報保護法相談ダイヤル受付件数等がございました。

本文では、社会的影響の大きい事案に対する命令等のほか、個人情報保護法に関する質

間に、A I が24時間対応するチャットボットサービスの提供を開始した旨を記載しております。

次に「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」です。

資料のとおり、86件の漏えい事案等の報告の受付件数等がございました。

この中には、地方公共団体において、特定個人情報が入力されたハードディスクが流出した事案も含まれており、当該地方公共団体へ指導を行っております。

本文では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、行政機関等に対しては、電子媒体による資料徴求、電話又はメールでのコミュニケーションなどの手法を活用したオフサイト・モニタリング検査を実施した旨を記載しております。

次に「Ⅲ 国際協力」です。

上半期も引き続き、国際的なデータ流通を円滑化するための取組を進めてまいりました。

1点目として、信頼性のある個人データの越境移転の枠組み構築に向け、EU・米国との間で対話を進めていること、

2点目として、国際的な議論への積極的な参画、

3点目として、国内事業者への支援強化のため、APEC・CBPRシステムの更なる推進に向け、周知活動に取り組んでいること等を記載しております。

次に「Ⅳ 新型コロナウイルス感染症に係る対応」です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いや、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い等について、委員会ウェブサイトに掲載した旨を記載しております。

最後に「Ⅴ 広報・啓発」です。

現行の法制度や、令和2年改正法について周知するため、オンラインでの説明会を含め、研修会等に講師を派遣していることや、中小規模事業者向けに、個人情報を取り扱う際に発生しやすいヒヤリハット事例を解説した動画を作成し、公開していること等を記載しております。

内容については、以上となります。

こちらについて御了承いただけましたら、公表手続を進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

では、中村委員。

○中村委員 上半期は、委員会として初めての命令を行い、多数の破産者等の個人情報が違法に掲載されていたウェブサイトを開鎖することができました。これは、委員会による積極的な監督活動の成果といえると思います。

関連して、上半期報告（案）における記載についてですが、「個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進」が「個人情報保護法に基づく監督等」よりも前に記載されています。

個人情報保護法第1条は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としているため、個人情報の保護や監督活動に直接関わる記述を先に持つてくることが望ましいのではないかと思います。

また、上半期においては、独自利用事務の情報連携について、委員会で3回審議したことから、これらについても上半期報告（案）の中で言及してはいかがかと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。御意見として承りました。

他に、御意見ございますか。

今、中村委員から御意見をいただきましたが、上半期において、いわゆる3年ごと見直しの成果である改正個人情報保護法が成立いたしまして、公布されたことは、非常に大きな前進であると思っております。

現在既に、政令・規則・ガイドライン等の整備に向けて、論点の議論を進めているところですが、下半期も関係者の意見をしっかり聞きながら検討を加速していきたいと思えます。

さらに、先ほどの説明の中にもありましたが、上半期には個人情報保護委員会チャットボットサービスの提供が開始されました。これにより、個人情報保護法に関する質問に、相談窓口が開いていない時も24時間対応できることになりまして、多くの国民の方々に一層役に立つ態勢になったと思えます。

今後も委員会への社会的な要請を受け止めて、しっかり取り組んでいきたいと思えます。他に、どなたか御意見ありますでしょうか。

それでは、本件につきましては、頂いた御意見がございますので、それを踏まえて原案を修正した上で、公表手続を進めることといたします。

修正内容及び以後の技術的修正が生じた場合については、私に御一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題3、「オンラインセミナー～日米欧三極のイニシアティブによる信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けて～の開催報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○鴨企画官 セミナー開催の結果について御報告いたします。

資料3を御覧ください。

委員会は、10月22日に、電子情報技術に関するオンラインイベントである「CREATE C 2020」のウェブサイト上におきまして、「日米欧三極のイニシアティブによる信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けて」というテーマで、オンラインセミナーを開催いたしました。

まず、その背景事情といたしまして、個人データを取り巻く国際的な環境が目まぐるし

く変化する中で、信頼性が確保された個人データの自由な越境流通を促す仕組みの重要性がますます高まっております。

そのような仕組みの構築を目指して、引き続き日米欧三極の対話を中心に、国際的な議論を行っていくことの意義、特に、我が国が米欧に対して提案し、協議を重ねてきた3つのアイデアを起点としまして、具体策を検討していくことの重要性について情報発信をすること。これが本セミナーを開催した主な目的でございます。

本セミナーでは、この3つのアイデアへの期待や、本年7月の欧州司法裁判所によるシュレムスII判決の影響等につきまして、冒頭部分で個人情報保護分野における日米欧の政策責任者が基調講演を行い、委員会からは丹野委員長、EUからはレンデルス司法担当欧州委員、米国からはサリバン商務省次官補代行に講演をいただきました。

その内容も踏まえて後段部分では、我が国の産学官代表7名によるパネルディスカッションが行われ、委員会からは新保専門委員がモデレーターを務めたほか、佐脇審議官がパネリストとして参加して、委員会のこれまでの取組や今後の展望等について説明を行いました。

10月22日のセミナー当日には、821名もの大変多数の視聴者に御覧いただくことができましたが、これに加えて、10月28日からはアーカイブ配信が始まっております、本年12月31日までオンデマンドでの視聴が可能となっております。

今後、更に視聴者の数が伸びることが見込まれておりまして、国内外に向けて幅広く情報発信できる有意義な機会となりました。

御報告は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

今、報告にありましたように、新保専門委員にモデレーターを務めていただき、佐脇審議官を含めたパネリストの方が登壇され、私も基調講演をさせていただきました。

本セミナーの開催を通じて、個人情報保護に関する国際連携の意義や委員会の取組を広く国内外に発信できたものと思います。

今後も日米欧三極の協力関係を一層強化しつつ、信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けた取組を前向きに進めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

本日の議題は、以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会いたします。